

草津市社会福祉施設指定管理者選定評価委員会議事概要

開催年月日	令和8年2月16日(月)	開催時間	午前9時30分から 午前10時30分まで
出席者	委員3名、事務局4名		
傍聴者	0人		
付議事項	令和7年度 指定管理者評価にかかる具申書について ・草津市立障害者福祉センター		
<p>＝議事次第＝</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 令和7年度 指定管理者評価にかかる具申書について             <ul style="list-style-type: none"> <li>・草津市立障害者福祉センター</li> </ul> </li> <li>3. その他連絡事項</li> <li>4. 閉会</li> </ol>			

◆指定管理者による公の施設の管理に関する評価について、具申書案の最終確認を行った。

## 令和7年度 指定管理者評価にかかる具申書について

### 委員の主な意見および質疑応答 等

#### 草津市立障害者福祉センター

＜委員＞：事業収支において赤字が続いているが、法人として他にも複数の事業を運営している場合、法人全体として安定的な運営が維持されているかどうかを確認する過程はあるのか。

＜事務局＞：指定管理者の選定時には、法人全体の収支決算を審査資料として提出いただいている。今回の評価においては、指定管理事業に対する収支決算を確認いただいでおり、法人全体の収支は見えていないが、指定管理事業の赤字状況を踏まえ、委員会として経営に懸念があるということであれば、追加で資料の提出を求めることはできる。

＜委員＞：指定管理事業で赤字が続いていることに懸念はあるが、現状のままの内容で委員会から具申書が出た場合、どこでどのように確認されるのか。

＜事務局＞：具申書に記載いただいた懸念事項はもちろんだが、具申書に記載していない内容でも、委員からいただいた御意見等については、具申書とは別で担当課に伝えさせていただく。

懸念事項については、今後担当課と指定管理者で確認し、対応していくことになる。

＜委員＞：日曜日や祝日の開所について具申書に記載しているが、実際検討してもらえるのか。

＜事務局＞：具申書に記載いただいた内容に対して、次期指定管理者の更新時にどのように反映していくのかという点については、内部で定める方針に明記することになっており、実際開所できるかどうかは不明だが、検討はすることになる。

＜委員＞：次期指定期間について、公募とすることは考えているのか。

＜事務局＞：施設の今後の方針については、施設の所管課で検討するものになるため、この場で事務局からお答えすることはできないこと御了承いただきたい。

＜委員＞：現地視察に行くと、他市と比べて元気がなく暗い印象を受けた。「魅力ある障害者福祉センター」となるよう、他市が実施されている事業等も参考に、より魅力的な施設づくりを期待する。

※その他、文章の表現等の微修正について指摘があった。今回の委員会での指摘を基に修正を加えたものを具申書の最終案とする。なお、今後の具申書の様式の体裁や文言の微修正については、委員長・事務局に一任いただくこととなった。